東京大学大学院総合文化研究科 事務補佐員(短時間勤務有期雇用教職員) 公募要項

1.	職名及び人数	事務補佐員 1名
2.	契約期間	2026年4月1日 ~ 2027年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は、1年ごとに行う。
٥.	史制の有無 	更新する場合があり付る。更新する場合は、「キュとに11つ。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、
		受利は、アテの状況、促争している業務の進歩状況、英利朔間両「時の業務重、 勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	新物域機、動物感度、健康状況等と考慮のプス判断する。 採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科(東京都目黒区駒場 3-8-1)
3.	机未场別 	入子院総古文化研究符(東京都日無色制場 3-0-1) 総合研究棟(18 号館)3 階 言語情報科学専攻事務室
		総古研先棟(10 号館) 3 階 言語情報科子等攻事務室 変更の範囲:原則同一部局内
6.	 所属	大学院総合文化研究科言語情報科学専攻
0.	が周	<一字院総古文化研究科言語情報科子等数 ※業務の都合により変更することがある。
7.	業務内容	東攻の事務運営補助業務
/.	未伤内谷	守攻の事物連呂柵助未物 (予算管理、教員・学生のサポート、電話・メール対応など)
		〈ア昇官垤、教員・子生のサホート、电話・メール対応など) 変更の範囲:業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
8.	就業日・就業時	
0.		週3日(曜日については心怕談) 1 日 6~6.5 時間(※13:00~14:00 休憩)(応相談)
	[B] 	1 日 0~0.5 時間(※13.00~14.00 体態)(心怕談) ※時間外労働を命じることがある。
9.	休日	次時間が刃側を叩しることがめる。 土・日、祝日、年末年始(12 月 29 日~1 月 3 日)
10.		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等 	時給 1, 230 円~1, 320 円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。
		通勤手当(支給要件を満たした場合に支給、原則 55,000 円/月まで)、
12.	+n 3 /只 『今	超過勤務が発生した場合は超過勤務手当、短時間期末手当(年2回)
12.	加入保険	法令の定めにより健康保険 (文科省共済)、厚生年金、雇用保険、労災保険に 加入
13.	 応募資格	加入 1)基本的なパソコン操作(Word, Excel)ができる方
13.	心夯貝怕	1 / 墨本的なパノコン珠目(World,Lixeli)が
		2) 日代音類15成、云言処理、八刀未彷守の 版事彷がてこる力 3)協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲のある方
		4) 大学・企業等での事務経験がある方が望ましい
14.	提出書類	東京大学統一履歴書(以下の URL からダウンロードし作成すること。)
'	10000000000000000000000000000000000000	https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html
		参考例6(一般職員)を参照
15.	提出方法	「電子媒体での提出〉
10.	јеш/ј/д	\電子然所での提出/ 上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードすること。
		https://davm01.ecc.u-
		tokyo.ac.jp/public/ddZoQs9Jz0ECe7ngeLQM8zu28e0Hgm_ALAT-sRJPlamL
		※2~3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さ
		い(年末年始に応募書類が届いた場合は、1月5日以降に対応致します)。
		※応募書類は返却致しませんので、予めご了承ください。
16.	応募締切	2026年1月9日(金)必着
		ただし、適任者が見つかり次第終了。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1
		大学院総合文化研究科言語情報科学専攻 専攻長 小林 宜子
		e-mail: admin[at-mark]boz.c.u-tokyo.ac.jp
		(表記の[at-mark]は@に置き換えてください。)
	1	The state of the second

18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
	置の状況	
20.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
		・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国
		政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、
		一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が
		困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、
		職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。